

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：モンゴル国ウランバートル市における運輸・交通
インフラ整備に係る情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00935

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、プロポーザル等提出期限までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2021年1月13日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

（1）業務名称：モンゴル国ウランバートル市における運輸・交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査（QCBS）

（2）業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

（3）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（4）契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者: 契約第一課 西山健太郎 Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東・中央アジア部 東アジア課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年1月27日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス（Nishiyama.Kentaro@jica.go.jp））

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月12日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

- ・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積もりのある場合、別見積もり書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

- ・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）をご確認ください。

- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方等による提出を認める場合があります。

（移行期の暫定的な対応）

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の 80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の 80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の 80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ（PDF）にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021 年 3 月 8 日（月） 11 時 30 分～

2) 場所：東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用 PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ（PDF）で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月17日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・目的

モンゴル国の首都ウランバートル市（人口：約153万人（2019））では、近年の急激な人口増加に伴い、渋滞や大気汚染等の都市問題が深刻となっており、住民生活に大きな影響を及ぼしている。モンゴルの自動車台数は2015年以降、年平均5%の伸びを示すなど一貫して増加傾向にあり、特にウランバートル市内各交差点を中心に慢性的な渋滞が発生している。その要因として、道路や駐車場等の交通インフラの未整備、道路利用者の交通ルール遵守の不徹底、交通運用の管理不足等が挙げられ、運用面での改善も課題の一つとなっている。

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）は、2007年から2010年に「モンゴル国ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査」を実施し、ウランバートル市はその成果を活用し、「ウランバートル市マスタープラン2020 及び開発トレンド2030」（以下、MP2020）を作成し、2013年5月に国会承認を得た。その中では、人口集中が進むウランバートル市内においては、交通インフラの未整備・増加傾向にある自動車登録台数等の要因に加え、通勤・通学用の公共交通機関がバスしかなく、供給が需要にみあっていないなど、渋滞とそれに伴う諸問題の緩和が喫緊の課題となっており、これを解消するために道路や駐車場、公共交通網の整備、既存インフラの品質・運用の向上等が必要と指摘されている。MP2020承認後、これを受けて道路網の整備やバスの利便性向上等の施策を実施してきたところであるが、未だ根本的な渋滞解消には至っていない。さらに、2017年-2018年にウランバートル市が実施したレビュー調査では、MP2020の実施率は29.6%に留まっている。

首都ウランバートル市における地方からの人口流入は緩むことなく、交通渋滞を始めとした都市問題の深刻化は、経済的損失にも影響している。モンゴル国全体の発展のためにもウランバートル市の都市機能を強化する必要性は高い。このため、本調査はJICA既往事業のレビュー、交通量調査等の実施による現況交通量の把握、及び将来需要予測等を行い、MP2020や、現在ウランバートル市にて検討中のGeneral Development Plan of Ulaanbaatar City（以下、MP2040）等の既存の都市計画・都市交通政策を基に、ウランバートル市の都市交通分野全般の現状と課題の分析を通じて将来像について検討し、現行の課題の解決手法の整理をもって、ウランバートル市の都市交通インフラ整備に関する今後の協力方針の検討を行うものである。

2. 調査の範囲

調査の範囲は、上記に示す調査の目的を達成するために「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「4. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「5. 報告書等（成果品）」に示す報告書等を作成するものである。

3. 調査実施上の留意事項

（1） 本調査の対象地域

モンゴル国 ウランバートル市を対象とするが、周辺都市域からの通勤・通学等での流入が

都市交通において大きな影響がある場合等は周辺都市域との関係性等も検討しつつ調査を進める。

（２） 主な調査対象機関

調査対象機関については、モンゴルの道路・運輸開発省(MRTD: Ministry of Road, Transport and Development)及びインフラ整備に係る他関係省庁、各関係公社、ウランバートル市役所(UBCG: Ulaanbaatar City Government)並びに他ドナー機関、ウランバートル市における交通事業者、本邦企業等を想定しているが、これら以外に適切な対象機関があれば、調査対象機関として含めること。

（３） 本調査の流れ

本調査の大まかな流れは以下の想定とする。

- 1) 既存のマスタープランやデータ等に基づき、ウランバートル市の都市交通の現況・課題を簡潔に整理・分析する。
- 2) 交通量調査や需要予測の見直し、関係機関へのヒアリングを中心とした現地調査と分析を行う。
- 3) 調査・分析結果を踏まえ、今後のJICAとしての支援方針を提案する。新規プロジェクト候補を検討しロングリストを作成した後、JICAによる協力の可能性が特に高い案件を5件程度に絞り込んだショートリストを作成、JICA東・中央アジア部と協議を行う。
- 4) ショートリストからさらに優先事業案へと絞り込み、円借款事業の形成に向けた協力準備調査の前提となるようなデータの収集・分析、概算事業費の初期的な積算及び評価を行う。

（４） JICAの協力実績を踏まえた調査

本調査の実施にあたっては、JICAの実施済み／実施中の協力の内容・結果を積極的に活用するとともに、調査活動の重複を避けるよう留意する。具体的には、JICAの他協力との整合性を確認しつつ、情報のアップデート及び不足情報の補足を行うことが求められる。JICAの先行調査で収集された調査結果等を適宜参考にし、本調査で新たに調査する内容が重複しないよう事前に調整する。さらに、特にMP2020にて提案されている事業の実施の有無、(有の場合)実施状況、課題等、(無しの場合)原因と対応策を調査すること。

（５） 経済性を含めた検証

首都の渋滞緩和への効果発現の期待から、モンゴル側から公共交通システムについて大規模なものが期待される可能性がある。一方、現在および将来の都市課題への対策及びモンゴル国の債務負担への影響を念頭に、現実的な需要や期待される社会・経済的な効果等に対する適切な規模での投資として検討できるよう、可能な限り定量的な情報収集及び妥当と思われる需要の見込み等を含めた分析に努める。

（６） 調査手法・調査項目

コンサルタントは、既存の資料の内容を十分に確認の上、効率的かつ効果的な調査手法を検討すること。

交通量調査については、パーソントリップ調査を実施することを想定しているが、JICAの他事業で実施した交通量調査(断面交通量調査)や、ウランバートル市が実施している交通調査、そのほか他ドナー等が行った調査を活用することを前提とし、過度なものにならないよう、調査・推計方法とすること。なお、交通量調査は、COVID-19の動向に大きく影響

(例:在宅勤務の推進やロックダウン、政府によるバス等の運行制限)されると思われるため、実施時期については、JICAともよく相談すること。

(7) COVID-19の世界的な流行を踏まえた調査実施方法の検討

COVID-19の世界的な流行を受けて、現在日本—モンゴル間のフライトは月1回程度のチャーター便しか飛んでおらず、モンゴル入国後も3週間程度の隔離期間が必要となっている。2020年11月にモンゴル国で初めての市中感染が確認された際には短期滞在者のビザ発給停止等の措置が取られた経緯もある。このため、COVID-19の流行状況次第では計画どおりに現地作業が実施できない可能性も想定されるところ、現地との遠隔会議の積極的な活用や、現地踏査の代替的な調査の実施方法(ローカルコンサルタントの活用等)、現地調査の回数を減らす工夫を行うこと。(滞在期間を長くして入出国回数を減らす、団員の現地調査時期をずらすなど)

(8) 相手国関係機関との協議及び情報共有

調査の過程で随時JICAと協議し、その過程については文書にて確認・記録すること。ウランバートル市の各種交通関連計画のレビューや、同都市における補完調査に際しては、先方政府への十分な聞き取り調査を行い、随時情報共有を行いながら実施すること。また、現地関係機関と十分に協議を行い、一方的な検討とならないよう、財務面、関係者の実施能力等の面で実現可能かつ具体的な内容とすること。なお、調査結果について先方政府関係機関へ共有する際にはJICAへの報告・同意を事前に得ること。

本調査はあくまでの特定の協力プログラム形成、個別案件の発掘・形成を確約するものではないことに留意し、モンゴル国政府等関係者に誤解を与えないよう配慮する。

(9) 関係ドナーからの情報収集

ADBやフランス、中国などがウランバートル市において交通セクターの協力を実施、計画中である。これらの機関とも十分な意見交換を行い、各都市における公共交通における課題に対する各ドナーの協力方針や、MP2020との整合性、これまでの協力における課題、等について情報収集を行い取りまとめること。特に、大量輸送公共交通システムの導入にあたっては、協調融資等、他ドナーと協力して実施することもあり得るため、これも念頭に情報収集を行うこと。

(10) 本邦技術及びDX等の導入可能性の検討

有償資金協力の新規プロジェクト案の検討にあたっては、モンゴル国の経済成長・インフラ開発に裨益することを前提としつつ、同国での本邦企業のビジネス展開の可能性も考慮に入れることとする。本調査の対象分野は、本邦企業の関心が高く、かつ本邦技術やノウハウの活用の可能性が期待されており、本邦企業の海外進出に直接的・間接的に資するプロジェクトの検討・形成という観点から、有償資金協力による新規プロジェクト候補を具体的に絞り込んでいく。

本邦企業の先進的な技術や寒冷地技術を活用したインフラ整備の可能性については、必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行うとともに、相手国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ、検討を行うこととする。DX(デジタルトランスフォーメーション)の適用等によるイノベーション等の導入に関しても広く情報収集し積極的に検討するが、導入に係るリスクや実現可能性については十分に検証する。

(11) 今後の支援方針にかかる提言

調査の結果を踏まえ、円借款を念頭に置いた有償資金協力及び資金協力の前提となる先方負担事項に係る提言を行う。また、日本政府「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」（2020年7月）では、「我が国が環境問題や交通渋滞等の課題に対処する中で蓄積・実現してきた都市開発のノウハウと経験を活かし、相手国への戦略的な発信や働きかけとともに、インフラ整備と一体となった都市開発を推進する」とされていることから、ウランバートル市の都市交通問題の解決や有償資金協力の開発効果最大化のために技術支援が必要かつ効果的・効率的と考えられる事項については、技術支援の内容を検討し、JICAへの提言としてとりまとめる。また、現状を早期に改善すべく短期的に実施すべき案件と、中期的に十分な検討を重ねて実施する案件等の複数事業を検討したいと考えており、これらに留意しつつ候補案件の検討を進める。したがって提言にあたっては、短期的・中長期的なスパンでの整備について分けて整理する。

例えば有償資金協力の候補案件としてMP2020等に基づき以下のようなプロジェクトを想定するが、これらの事業・技術以外の候補案件についても検討を行う。相乗効果を見込める場合には、複数の中小規模コンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補の検討も行うこととする。

- 東西高架道路建設事業
- 大量輸送公共交通システム建設事業（地下鉄、モノレール、LRT、BRT等含む）
- 立体交差点建設事業（フライオーバー・アンダーパス建設や車線本数や方向規制を含む改良事業等）
- 交通管制システム整備（信号システム改善、バスシステム改善等）

技術協力の候補案件としては、新規の有償資金協力に付随するものに限らず、例えば現在運行中のバス事業等に対する提案等も妨げない。なお、必要となる要件やモンゴル国への支援方針との整合性の確保等、十分にJICAと確認しながら検討を進めること。

4. 調査の内容

（1） 第1回 国内作業（2021年4月頃）

① 関連資料、関連政策・計画の情報の収集・分析等

既存の文献、報告書（ウランバートル市のMPや関連事業の報告書等）、モンゴル政府の関連政策や計画に関する情報収集と分析を行い、本調査での調査項目の再精査や課題の確認・整理を行う。以下の項目に関して情報収集・分析を行う。

- A) 交通事情の概要（自動車保有率、交通混雑の現況、現存する公共交通機関とその結節の可能性、交通分担率、公共交通需要、地形データ、地図情報、既存の自然環境調査・交通調査、公共交通事業体（バス会社等）の概要等）
- B) 都市公共交通関連政策（都市計画・都市交通マスタープラン、法制度、財源、中央及びウランバートル市政府の費用負担割合等）
- C) 実施中・検討中の公共交通整備事業（国家予算、対外借入、PPPといった財源別に整理）
- D) 他ドナーの支援状況
- E) 新規鉄道事業計画・実施・維持管理に係る関係機関・所掌業務・法制度（主務官庁、事業者等）
- F) 新規道路事業計画・実施・維持管理に係る関係機関・所掌業務・法制度（主務官庁、事業者等）
- G) 新規鉄道および道路事業形成に際しての環境社会配慮関連フロー（環境影響評価、用地取得・住民移転計画の作成主体と承認機関及びそのプロセス

等)

- H) 上述のA～Gを踏まえた都市公共交通(現在運行されているバス事業を含む)における現状課題の分析、特にMP2020にて提案されている事業の実施の有無、(有の場合)実施状況、課題等、(無しの場合)原因の整理と対応策の検討
- I) 上述のA～Gを踏まえた、円借款事業や技術協力も含めた支援の可能性に係る簡易な検討

② インセプションレポートの作成

調査の基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、調査の実施工程を含む調査計画をインセプションレポート(案)としてまとめる。その際、上記①の関連資料の分析・検討結果を盛り込むこととし、調査全体方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。現地調査に向けて、質問票等、現地調査開始に必要な資料を作成する。なお、モンゴル関係機関へのインセプションレポート説明用資料として、インセプションレポートの要旨をまとめた資料(モンゴル語、PowerPoint形式)を別途作成すること。これらの内容について JICA 東・中央アジア部に説明し協議する。

③ 本邦企業の技術革新動向確認

我が国の民間企業等へのヒアリングを行い、本邦企業の関心・動向を確認する。特に、本邦企業の海外進出意欲が高く、かつ本邦技術やノウハウの活用の可能性が高い分野について、モンゴル国の開発ニーズを踏まえた適用可能性を検討する。また、MaaS(Mobility as a Service)や電気バスなど、交通分野の課題解決に資する新技術についても、その適用可能性について検討すること。

④ 今後の支援方針にかかる提言のロングリスト(案)の作成

第1回国内作業の結果を踏まえ、有償資金協力の新規プロジェクト候補を検討しロングリスト(案)を作成する。複数のコンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補も検討可能とする。なお、ウランバートル市の都市交通問題の解決や有償資金協力の開発効果最大化のために技術支援が必要かつ効果的・効率的と考えられる事項については、技術協力についても併せて提案する。ロングリスト(案)は、プロジェクトの場所、おおよその実施期間、金額規模を記載し、JICA 東・中央アジア部と協議を行う。

⑤ 現地調査方針の確認

上記①の既存資料の分析や本邦企業の動向確認の結果を踏まえ、現地調査にて確認すべき事柄を整理し、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討、これらにつき JICA 東・中央アジア部の承認を得る。特に、第1回現地調査の結果を踏まえて、ロングリストを5つの事業からなるショートリストに絞ることを想定した現地調査方針を立てること。

(2) 第1回現地調査(2021年5月頃)

① インセプションレポートの説明・協議

現地関係機関に対し、インセプションレポートの説明・協議を実施する。特に、本調査のアウトプット、実施方法、実施体制等、本調査の概要を共有する。モンゴル側からの要望で可能なものは調査計画に反映し、対応が難しいものはJICAと相談する。さらにロングリストも先方へ提示し、ヒアリングを行うこととする。

② サイト踏査、関係機関等との面談

関係の政府機関、交通事業者、民間企業、ドナー等と面談し情報収集、意見交換を行う。JICA 事務所は初回の面談のアポイントや質問票配布等の支援を行うことも可能なので、前広に相談する。また、対象地区のサイト踏査を行う。調査対象地域において現地踏査を実施し、道路網、公共交通、土地利用、道路及び都市交通施設維持管理、交通規制実施状況等の変化、概況を調査し、MP2020 と比較レビューする。

③ 交通実態調査の実施

既存の都市計画マスタープラン等で作成された交通需要モデルの更新を目的として、交通実態調査を行う。同調査の規模は、統計的に妥当性と信頼性が確保されるよう留意する。本調査で実施する交通実態調査は下記の内容とする。

- A) パーソントリップ調査
- B) 断面交通量調査
- C) 交差点交通量調査
- D) 走行速度調査

このうち、B) から D) は JICA より貸与する資料、「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ3」の交通量調査の報告書およびデータ（2019年8月17日～2020年1月31日実施）のレビューを中心とする。なお、このプロジェクトの交通量調査以外にも既存調査をレビューし、必要に応じて補完調査を実施する。

（3） 第2回国内作業（2021年7月～10月頃）

① ウランバートル市の都市交通分野における課題の整理・分析

これまでの調査を受けて、MP2020の実施状況等を整理し、現在ウランバートル市にて検討中のMP2040を含む既存の都市計画・都市交通政策を基に、都市計画・都市交通分野の現状、課題（現在運行中のバス事業を含む）及び関係者とその役割等を網羅的に整理する。その上で、ウランバートル市での都市交通のあるべき姿の検討を行う。

② 将来交通需要予測および交通ネットワークの更新

これまでの調査結果、特に交通実態調査の結果を踏まえ、将来交通需要予測を更新する。さらに、これまでの調査の結果を踏まえ、実施済みあるいは計画されている交通プロジェクトや公共交通機関のサービスレベルの進展を考慮し、将来の交通ネットワーク及びサービスレベルを検討・整理する。将来のルート／モード別交通量を推計するとともに、計画されているプロジェクトが実施されない場合のルート／モード別

交通量を併せて推計し、比較分析を行う。需要予測においては、現実的な予測の他、条件設定を行い複数シナリオ検討する。特に、需要の振れ幅が大きいと考えられる交通政策の転換や大規模な交通インフラ整備等のタイミング等について、楽観的な想定と悲観的な想定等を比較しつつ提示する。

③ 都市交通の課題の整理と将来像の検討、及び中長期での改善アプローチの検討

交通需要予測の結果等を基に現在および将来にわたる都市交通の課題の分析・整理を行い、それらに対応するインフラ整備や交通施策の検討を行う。検討に当たっては、これまでの MP の計画やその実行性及び実行にあたっての課題等の教訓を生かし、実現可能性の高い方策を検討する。特に公共交通システムの導入検討に当たっては、関連する都市計画や交通施策等含めて今後の必要な改善について検討する。これらの検討は、モンゴル側とも丁寧に意見交換や協議を重ねながら実施する。

④ JICA協力プログラム案の作成

第 1 回国内作業及び現地調査の結果等を踏まえ、有償資金協力および技術協力の可能性が特に高い案件を 5 件程度に絞り込んだショートリストを作成する。さらに、ショートリスト掲載の案件について案件概要表（案）を作成し、JICA 東・中央アジア部と協議を行う。

なお、案件概要表（案）には、以下内容を含めること。

- ・ 想定される建設サイト候補地（土地収用や住民移転の可能性も確認）
- ・ 活用が期待される本邦技術
- ・ 想定される運営及び維持管理体制
- ・ 事業スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 想定事業概算金額
- ・ 想定される事業リスク

プロジェクト候補を絞り込む際には、その選定基準として、①開発効果の観点、②投資効果の観点、③本邦技術活用の観点、④実施機関のキャパシティや環境社会配慮等の実現可能性の観点、を採用することとし、絞り込み過程において JICA 東・中央アジア部との協議を実施すること。なお、複数のコンポーネントを組み合わせたプロジェクト候補も検討可能とする。

なお技術協力についてはその内容（PDM 上のプロジェクト目標、成果項目、活動実施対象機関、活動内容、投入案等）も併せて提案する。この JICA 協力プログラム案の JICA 東・中央アジア部との協議は 2021 年 8 月頃に行われることを想定している。

⑤ ショートリスト掲載案件の優先事業への絞り込み

ショートリスト掲載案件について、JICA 東・中央アジア部と協議を行い、優先事業候補を決定する。なお、優先事業候補の事業計画について、その性質に応じて以下の評価分析を行う。

A) 案件実施および効果発現までの所要期間

協力準備調査や審査等の所要期間、着工までの期間、着工から効果発現までの期間を検討し、早期の案件実施および効果発現が可能か検討する。

B) 経済効果・財務分析

事業計画について経済効果・財務分析を行い、実施の妥当性を評価する。また、中央政府・ウランバートル市政府の財務負担能力を考慮する。

C) 環境社会配慮

JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、適切な配慮がなされるか評価する。社会影響評価については、住民移転の有無、地域共同体の維持、伝統的価値観への影響、貧困層等社会的弱者への配慮などを考慮する。

D) 事業効果分析

事業計画の導入効果について分析し、上述 B) 及び C) を踏まえ、社会経済的視点から妥当性を評価する。

これら評価分析結果をもって JICA 東・中央アジア部と協議し、優先事業を決定する。

優先事業候補および優先事業について、案件概要表および上記分析結果をもってモンゴル側関係機関とオンラインにて協議を行い、フィードバックを得る。

⑥ 優先事業の具体化のための追加情報収集

案件計画会議等の政府との協議に必要な情報収集・分析を行うことを念頭に、優先事業の具体化のために追加で必要な事柄について調査を行う。現段階での調査は例えば以下のような事柄を想定しているが、国内作業として遠隔にて収集・分析可能な情報と、現地調査の必要な事柄を整理すること。

A) 地形図等の収集：縦横断設計等に用いる既存の地形図の収集を行う。

B) 気象及び水文（地下水含む）・水理調査：過去の自然災害の履歴、水利用実態、河川流量等の既存資料・データの収集整理、関係機関へのヒアリング等により気象・水文（地下水含む）・水理調査を行う。

C) 地質図、地下構造物・埋設物情報等の収集：既存資料・データの収集整理、関係機関へのヒアリングを行う。試掘等にて地質状況及び地下支障物の確認をする必要がある地点については別途確認の優先順位をつけて取りまとめること。なお、本調査内で地質調査等を行うことは想定しないが、優先事業の具体的検討及び事業費積算にあたり、実施の必要性が著しく高い場合は JICA へ相談すること。

D) 関連法令の確認：設計基準類、工事関係基準類、施工計画の前提条件（施工時の用水・電力の確保、労働安全衛生基準、各種許認可等）、及び土地制度（土地所有権、容積率、用地取得および土地開発関連制度）を確認し整理する。

E) 入札事情の確認：優先事業の内容に鑑みて、モンゴル国内の入札制度や入札上の慣習と JICA のガイドライン（「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」および「円借款事業のための調達ガイドライン」）との整合性や、潜在的な応札者の有無等を確認する。

⑦ 環境社会配慮

優先事業の具体化にあたっては、協力準備調査に向けてのカテゴリ分類及び、適切な調査を実施するための情報を収集することを念頭に、環境社会配慮についても調査をする。国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下「ガイドライン」)を踏まえて、優先事業の具体化にあたっては次の事項について調査するが、国内作業として遠隔にて収集・分析可能な情報と、現地調査の必要な事柄を整理すること。

- A) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転等)に関連する法令や基準等を確認し、ガイドラインとの整合性
- B) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
- C) プロジェクト候補地の環境・社会状況(土地利用、自然環境、住民移転の必要性等。抵触する家屋等の把握のための衛星写真・デジタル航空写真も積極的に活用する。)
- D) 環境や社会に対する影響の予測・評価及びモニタリングに必要なデータの収集
- E) 影響の予測・評価及び代替案の比較検討
- F) 緩和策(回避・最小化・代償を含む)の検討

⑧ 本邦技術／DX等の情報収集と適用可能性の検討

上記までの計画のレビューや分析・検討を踏まえ、本邦企業への情報共有を行いつつ、本邦企業の関心や適用可能性のある技術・製品等にかかるヒアリングを行う。企業から参入可能性や本邦技術、ICT/DX の適用可能性について提案があった場合には可能な限り積極的に検討を行う。企業のヒアリング計画等は JICA にも事前に共有した上で行い、企業側からの関心表明や提案等があった場合には、JICA に遅滞なく共有する。

(4) 第2回現地調査(2021年11月頃)

① 優先事業の説明・協議

モンゴル側関係機関に対し、優先事業の説明・協議を実施する。モンゴル側からのコメントで対応が難しいものがあれば、JICA と相談の上、優先事業の内容等について変更・調整する。

② 優先事業の具体化のための補完調査

これまでの国内作業・現地作業にて収集した情報のうち、優先事業の具体化のために追加で必要な事柄について調査を行う。(例えば、優先事業候補地において現地踏査を行い、高圧電線や道路高架等の地上の交差物・支障物や、抵触する家屋等について確認する等。)

(5) ドラフトファイナルレポートの作成・協議(2022年1月頃)

上記までの作業結果をまとめドラフトファイナルレポート(案)を作成し、JICA に提出し、説明・意見交換を行う。JICA の確認後、ドラフトファイナルレポートをモンゴル側に提出、オンラインでの会議にて説明し、コメントを得る。

(6) ファイナルレポートの作成・提出 (2022年2月頃)

モンゴル側からのドラフトファイナルレポートへのコメントを反映したファイナルレポートを作成し、JICAの確認を経た後、提出する。

5. 報告書等 (成果品)

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書に記載する内容は、「4. 調査の内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。作成・提出する報告書等は以下のとおり。1)、2)の電子データ形式での提出は電子メールやGIGAPODを通じた提出を可とする。3)の電子データ形式は、CDでの提出を必須とする。

1) インセプションレポート

記載事項：調査実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2021年4月下旬

提出部数：簡易製本（和文3部・モンゴル語5部）及び電子データ形式

2) ドラフトファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2022年1月中旬

提出部数：簡易製本（和文3部・モンゴル語5部）及び電子データ形式

3) ファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2022年2月下旬

提出部数：製本（和文5部・英文5部・モンゴル語10部）及び電子データ形式（CD和・英・モ各1セット）

(2) その他提出物

1) 議事録等

モンゴル国関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日以内を目安にJICAに提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）および電子データ

3) 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部数：電子データ

4) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容

については、調査の全体像が把握できるよう、対象区間等の現状等が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：電子データ2部（jpeg形式）

5) その他

上述の提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

(3) 報告書の印刷・電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成22年3月）」を参照すること。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を10ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

1. 調査の概要
 - (1) 調査の背景
 - (2) 調査の概要 (目的および対象地域)
 - (3) 調査団と調査工程 (調査団の構成およびスケジュール)
 - (4) 調査結果の概略
2. ウランバートル市の都市開発・都市交通計画の概要
 - (1) ウランバートル市の都市開発・都市交通計画の背景と経緯
 - (2) ウランバートル市の都市開発・都市交通計画の概要
 - (3) モンゴル政府の関連政策・法制度
 - (4) モンゴル政府関係機関の概要
3. ウランバートル市の都市交通実態
 - (1) サイト概況と対象範囲及び上位計画等との整理
 - (2) 交通量調査の結果
 - (3) 都市計画・都市交通分野の現状、課題 (MP2020の実施状況および実施にあたっての課題含む)
4. ウランバートル市の都市交通のあるべき姿の提案
 - (1) 交通需要予測結果
 - (2) 今後のウランバートル市の都市交通整備の見通し
 - (3) ウランバートル市の都市交通のあるべき姿の提案
5. ウランバートル市の都市交通に関するJICA協力プログラム案の検討結果
 - (1) JICA協力プログラムの短期的・中長期的展望
 - (2) 候補案件の計画概要とサイト概況
 - (3) 事業に期待される役割と機能の分析
 - (4) 事業化に向けた課題と対応が必要な事項
 - (5) 候補案件の比較および最終的な優先事業の選定結果
6. JICA優先事業の概要
 - (1) 想定される事業効果

- (2) 事業スケジュール
- (3) 想定事業概算金額
- (4) 実施体制
- (5) 想定される運営及び維持管理体制
- (6) 活用が期待される本邦技術

7. 日本の協力量針の検討

- (1) 日本の強みや本邦技術適用可能性の検討
- (2) 今後の協力量針への提言

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：都市交通計画に係る調査業務、有償資金協力案件形成に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

(1) 業務主任者／都市交通計画

(2) 都市内道路計画

(3) 都市公共交通計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通計画に係る調査業務、有償資金協力案件形成に係る調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及びその他アジア地域
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市内道路計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市内道路計画に係る調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

【業務従事者：担当分野 都市公共交通計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市公共交通計画に係る調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2021 年 4 月に業務を開始し、2021 年 4 月末を目途にインセプションレポートを提出し、2021 年 8 月を目途に JICA の協力プログラムの提案を行う。2022 年 1 月を目途にドラフトファイナルレポートを提出、2022 年 2 月末にファイナルレポートを提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 34 人月（現地：12 人月、国内：22 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市交通計画（2 号）
- ② 都市内道路計画（3 号）
- ③ 都市公共交通計画（3 号）
- ④ 交通量調査/需要予測
- ⑤ 都市計画／土地利用
- ⑥ 環境社会配慮
- ⑦ 自然条件
- ⑧ 事業スケジュール／積算／経済・財務分析

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通量調査（パーソントリップ調査および交通量補完調査）
- 交通実態調査（資料収集等）
- 環境調査

（4）対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる支援を必要とする場合は、JICA 本部及び在外事務所に随時連絡・協議すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、**別見積もり**として定額を計上して下さい。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 現地再委託費（再委託費）： 44,000千円
 - 交通量調査 40,000千円
 - 自然条件調査 2,000千円
 - 環境社会配慮関係業務 2,000千円
- (4) 最終見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。税抜き金額は千円未満切り捨てとし、消費税率は10%です。**ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）**
- (5) 旅費（航空賃）
- コロナ禍により商業便の運航が不安定であることから、旅費（航空賃）の見積りにあたっては、以下の単価を用いて積算して下さい。全渡航回数は10回程度を想定していますが、渡航する団員の渡航日数の内訳や、回数については渡航人数や適用するクラスは、競争参加者が提案して下さい。

エコノミークラス：120千円、ビジネスクラス：250千円

なお、旅費（航空賃）については、本見積に含めて下さい。精算に当たっては、「実支出の補填」とし、根拠書類に基づく精算とします。

参考までに、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ウランバートル（モンゴル航空）
 東京⇄ソウル⇄ウランバートル（大韓航空）
 東京⇄プサン⇄ウランバートル（大韓航空/モンゴル航空）
 東京⇄北京⇄ウランバートル（中国国際航空（エアチャイナ））

- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
- 「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ3」の交通量調査の報告書およびデータ（2019年8月17日～2020年1月31日実施）
 - ウランバートル市作成 MP2040（案）の JICA 作成仮訳

(2) 公開資料

- ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査 最終報告書 要約 :
http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_115_11937133.html
- 都市開発実施能力向上プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900494_1_s.pdf
- ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400610_1_s.pdf
- ウランバートル市高架橋建設計画 外部事後評価報告書 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0960060_4_f.pdf
- ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業 案件概要表 :
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/02hokoku_mongolia1.pdf
- 国家総合開発計画策定プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700335_1_s.pdf
- モンゴル国地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート :
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12283313_01.pdf
- 新ウランバートル国際空港建設事業 (II) 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MON-P12_1_s.pdf
- 新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト 事業事前評価表 :
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400823_1_s.pdf
- モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>
- ウランバートル市都市交通建設事業準備調査 (PPP インフラ事業) ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12119814_01.pdf
- MONGOLIAN STATISTICAL INFORMATION SERVICE
<http://www.1212.mn/>

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市交通計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(一)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市内道路計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>都市公共交通計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業 務 名 称 【案件名】
- 2 業 務 地 【国名（地域名）】
- 3 履 行 期 間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契 約 金 額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 東・中央アジア部東アジア課の課長
- （2）分任監督職員： なし

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン

「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション１：部分払を設定する場合】

(部分払)

第○条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(１) 第 1 回部分払：第○次中間報告書の作成

(中間成果品： 第○次中間報告書)

(２) 第 2 回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 植 嶋 卓 巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示すとおりとします。

附属書Ⅰ「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書Ⅰ（共通仕様書）」に示すとおりとします。